

佐賀、昭55不4、昭58.4.14

命 令 書

申立人 唐津タクシー労働組合

被申立人 株式会社唐津タクシー

主 文

- 1 被申立人は、A1に対する昭和55年4月22日付けの懲戒解雇及び昭和56年2月7日付けの予備的予告解雇を撤回し、懲戒解雇の日から昭和57年2月4日までの間に、解雇がなかったものとして同人が受けるはずであった諸給与相当額（退職金を含む）を同人に支払わなければならない。
- 2 被申立人は、前項の諸給与相当額に対して、各支払期日から完済にいたるまでの間、年6分の割合による金員を付して支給しなければならない。
- 3 被申立人は、申立組合の組合長を解雇したり、組合員に対して組合からの脱退を懲罰したり、行為の軽重に関係なく退職せよと発言したりして、組合の運営に支配介入してはならない。
- 4 被申立人は、本命令書受領後、すみやかに申立人に対して下記の文書を交付しなければならない。

記

今般、会社がA1組合長を解雇したこと及び貴組合の組合員に対して脱退を懲罰する等組合の運営に支配介入したことは、佐賀県地方労働委員会から労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると認定されました。

今後は、かかる行為を行わないことを誓約します。

昭和 年 月 日

唐津タクシー労働組合
組合長 A1 殿

株式会社唐津タクシー
代表取締役 B1

(注：年月日は、文書交付の日付けを記入すること)

- 5 申立人のその余の申立てを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 申立人唐津タクシー労働組合（以下、第1、第2において「組合」という。）は、肩書地に住所を有し、株式会社唐津タクシーの従業員のうち、主として運転手により構成され、組合の結成は昭和48年2月である。組合員数は、昭和54年4月現在23名であったが、本件申立時の昭和55年5月では7名であり、審問終結時現在5名である。

(2) 被申立人株式会社唐津タクシー（以下、第1、第2において「会社」という。）は、肩書地に住所を有し、道路旅客運送業（タクシー業）を営んでいる。なお、申立時の住所は唐津市朝日町1039番地の7であったが、昭和57年12月に肩書地に移転した。

会社は、昭和38年7月設立されたが、昭和54年4月1日に、B2社長（以下「B2前社長」という。）から、B1（以下「B1社長」という。）へ経営権が譲渡された。本件申立時の会社規模は従業員数42名、タクシー16台である。

B1社長は、上記会社のほか、佐賀市に相互タクシー、おだタクシー、天山タクシー、おだ自動車学校など（以下「おだグループ」という。）の事業を営んでいる。

(3) 会社には、組合のほか、昭和54年11月に結成された唐津タクシー従業員会（以下「従業員会」という。）があり、結成時の会員数は約16名であった。

2 経営者の交代と労使関係

(1) 労働条件の承継

ア 経営権の譲渡が明らかとなった昭和54年3月27日にB2前社長は組合との間において、「現状の労働条件及び処遇については変更しない」など3項目からなる約定書を交わし、これを条件に譲渡の交渉を行うことで組合の了解を得た。

なお、54年春闘（要求額2万円）については、新経営者との交渉に持ち越された。

イ 同年4月13日に組合と新しく経営者となったB1社長との間に第1回の団体交渉が行われ、組合は前経営者時代の労働条件の承継について文書による確認を要求した。

これに対して、B1社長は「文書で取り交わすよりも、社長本人がここに出てきてそのことを了解したと言っているのであるから、これより確かなことはない」と言って、労働条件の承継を口頭確認した。しかし、その後、会社は労働条件の改訂を提案し、これを巡って、組合と対立した。

(2) 就業規則の改訂

ア 会社は、昭和54年4月20日頃組合に対して、賃金、賞与、労働時間など労働条件の変更を提案した。これに対して組合は労働時間の延長をきたすとして反対するとともに、労働基準監督署に違法であると訴えた。

会社はこれを認め、提案を撤回した。

イ 会社は同年4月28日頃、就業規則の改訂を提案した。

組合はB2前社長時の就業規則に比較して、懲戒事項が20項目から66項目に増えていること、停年年令が55歳から50歳に引き下げられていること、組合活動が許可制となっていることなどを理由に反対した。その後、会社はこれを撤回している。

ウ 同年10月末頃、会社は新しい就業規則を用意し、「これから入れる人はこの規則を採用するから、意見書を出してくれ」と、組合に意見書の提出を求めた。

組合は一つの会社に二つの就業規則があるのはおかしいと詳細な説明を求めたところ、その説明はなく、会社は意見書の提出要求を撤回した。

エ その後、会社は同年11月19日に結成された従業員会（当時は「唐津タクシーを良くする会」と称していた。）の意見書を付して同年11月末までに唐津労働基準監督署に新しい就業規則の届出をした。これにより、組合員には従来からの就業規則が、従業員会会員には新しい就業規則がそれぞれ適用されることとなった。

(3) 従業員の退職と新規採用

ア 昭和54年4月の経営者の交代後、組合員である運転手が次々と退職し、組合員数は同年4月に23名であったのが、同年12月に約12名となり本件申立時には7名（うち、解雇者1名を含む。）に減少した。

なお、組合から脱退して従業員として残った者もなく、また、新規採用運転手で組合に加入した者もいなかった。

イ 同年10月末頃まで営業車の遊休が目立ち、組合は54年春闘要求の団体交渉の中で欠員補充を取り上げたが、会社は、いまから免許を取ってタクシーに乗る人を採用すると言って、普通自動車一種免許取得者を採用し、おだグループのおだ自動車学校で教習を受けさせ、二種免許取得後乗車させることを明らかにした。

ウ 運転手の採用は、昭和54年7月に1名あったのみで、同年10月まではなかった。同年11月になり、年末年始の繁忙期を前に、会社は新聞広告などにより運転手を募集した。その時期に佐賀市にあるおだグループの会社から、B3、B4、C1、C2、B5、C3、C4、C5の8名が出向してきた。

(4) 従業員会の結成

ア 昭和54年11月19日、唐津市錦屋旅館において組合員以外の従業員により、従業員会の結成大会が開催され、会長にB3運転手（以下「B3会長」という。）が選ばれた。会員数は約16名で、これにより従業員会は、従業員の過半数を占めるにいたった。そこで、会社は従業員会の意見書を付して、従業員会員に適用する就業規則を労働基準監督署に届出をした。

なお、B3会長は、前記(3)ウに述べた者で、前月末まではおだグループの相互タクシーの運転手であった。

イ 従業員会の結成に際して、B6総務部長（以下「B6部長」という。）は事務所内で集金を担当していたC6（以下「C6」という。）に対して「管理職は全部入ってもらわにゃいかん」と言って入会を勧め、C6は入会した。

ウ 昭和55年1月頃、従業員会の宴会が東松浦郡呼子町の旅館で行われたが、その費用は佐賀からの出向者が負担した。

なお、この席にはB6部長や相互タクシーのB7総務部長（以下「B7部長」という。）も出席していた。

3 交通事故の処理方式

(1) 昭和54年3月以前

ア 交通事故が発生すると、当該車両の運転手はまず会社と警察に通報すること、被害者との損害賠償交渉に当たっては事故係と運転手が立ち会い、賠償金については会社が負担すること、が一般的処理方式であった。警察への通報、実地検証については、すべてが画一的に行われることはなく、事故の程度に応じてなされていた。

イ 事故を起こした運転手に対する会社内部の処置については、事故審議が1月乃至2月に1回の割合で開催され、当該運転手の釈明を聴いたうえで、無事故手当の停止や事故防止の指導がなされていた。

なお、就業規則第23条第1号に規定する譴責処分に該当するとして、始末書の提出を要求されることはあまりなかった。

(2) 昭和54年4月以降

ア 事故の補償に際し、自動車損害賠償責任保険制度からの補償を得やすいよう会社は従業員に対し警察への通報をすること及び実地検証を受けることを強く指示した。

イ B 6 部長は昭和54年4月10日に赴任したが、同年5月頃から従来使用していた事故記録書を廃止して、おだグループの他のタクシー会社と共通の事故報告書に変更した。

この報告書の裏面には、始末書の様式が刷り込んであり、B 6 部長は事故発生のおど運転手に始末書の記入を求めた。

なお、会社において始末書提出ということは、懲戒処分的一种（譴責）であった。

ウ 懲戒処分の決定に当たっては、従来の事故審議会のような制度は設けず、また本人に十分な釈明の機会を与えることなく、B 6 部長が佐賀市在住のB 1 社長の決裁を得て行っていた。

このため、組合員の間では些細な事故や過失に対して過大な懲戒処分が科せられたとして、不満が増大した。

また、いったん決定した懲戒処分が、組合の抗議で二転三転するなど、会社とのトラブルが頻発した。

4 組合員の退職と譴責処分

(1) 組合員の退職

ア A 2（以下「A 2」という。）は、昭和54年5月4日、無線係の当直明けの非番で帰ったところを、会社から呼び出され、再勤務させられた。

A 2が勤務でない日に勤務させたとして苦情を言ったところ、B 6 部長は業務命令を聞かないと解雇するという趣旨の発言をした。

これに対して組合は以前の勤務体制と違うと抗議し、会社は勤務体制を元に戻した。

なお、この時期には就業規則の改訂について労使の合意ができていなかった。

その後、A 2は会社に出勤しなくなり、同年5月15日付けで無断欠勤を理由に解雇となった。

イ A 3（以下「A 3」という。）は、昭和54年4、5月頃客を降して会社に「空車」と無線連絡した後、客があったので乗車させた。

そのあと、会社から配車指令があったので、「実車」と応答した。

これについて、会社は本社の配車命令に従わなかったとして処分問題に言及したため、これを嫌がって、同年5月18日付けで退職した。

ウ A 4（以下「A 4」という。）は、車のドアを損傷する接触事故を起こしたが、事故の場所について虚偽の報告をした。これについて、会社が始末書の提出を要求したところ、同人が「始末書を書くくらいならやめる」と発言し、組合もそんなことで始末書を書いた前例がないとして抗議した。その後、会社は、昭和54年5月24日付けで解雇予告手当を支払って同人を解雇した。

エ A 5（以下「A 5」という。）は、昭和53年7月18日に採用されたが、同年8月6日の出勤途上の交通事故のため長期欠勤した。

その後、同人は出勤を再開したが、病気のため欠勤が多く、会社は、昭和54年6月2日付けで出勤日数の不足（勤務を要する日265日のうち、勤務日数102日）を理由に予告解雇した。

オ A 6（以下「A 6」という。）は、昭和54年9月か10月頃、当直勤務（2人制）の際、

担当車内で2時間程度の仮眠の予定を1時間程寝すごしたため、始末書提出処分を受けた。

当時、会社内の仮眠室は押し入れに布団を敷いた程度の設備であり、運転手の多くがこれを利用せず、車内で仮眠していた。

また、A6は車庫入りが多いと催告書による注意を受けるなどがあり、そのような職場環境に嫌気がさし、家庭の事情もあって、昭和55年3月10日に退職した。

カ A7（以下「A7」という。）は、昭和54年10月15日、配車指令を受け、指定場所に行ったが、客が乗車しなかった。回送料金を貰う必要があり、回送料金は、無線係が算定することになっていたのに、指示を仰いだところ明確には指示されなかったため、自己の判断により1,000円を受領し会社に納入した。

この距離では、500円程度の回送料金が妥当であったため、客から苦情の申し出があった。

会社は、この件でA7に対して不当な料金受領であるとして始末書を提出させたが、適切な指示をしなかった無線係と指導責任のあるB6部長には何らの処分もしなかった。

その後、A7は翌55年3月20日付けで退職した。

キ A1は昭和55年4月22日付けで懲戒解雇されたが、このことについては後記6で詳述する。

(2) 始末書提出による譴責処分

ア A8（以下「A8」という。）は、昭和54年12月27日頃、同人の妻が入院していたため休暇を取り、病院から自宅に帰り飲酒後、外出するため、会社に電話でタクシーの配車を依頼した。

無線係が「何時になるかわからぬ」と言ったのに立腹し、自転車で会社に行き、無線係に対し、我々が勤務しているときはどこでもすぐに配車指示をするのに、自分の依頼にはそのような措置をとれないのかという趣旨の抗議を約40分間行った。

この行為について、B6部長は無線妨害であるとして、「会社を辞めてくれ」と発言し、A8も「辞めます」と答え、「それなら辞めて下さい」などのやりとりがあり、最終的には1週間の出勤停止処分を受けた。

その後、組合員でない運転手が飲酒のうえ営業車を運転しようとして、B8監査役（以下「B8監査役」という。なお、B8監査役はB1社長の実兄でおだグループのおだタクシーの専務であり、会社内でも従業員から「専務」と呼ばれていた。）から運転を制止されたことが2回あったが、いずれも会社から処分されたことはなかった。

イ A9（以下「A9」という。）は昭和55年1月21日に配車指令を受けて目的地に向っていたところ、道路が混んでいたため、到着が遅れると判断して、他のタクシーを配車してくれるよう依頼した。無線室に居たB6部長は、これを無線指令違反として、即刻「仕事をしたくなければやめて帰れ」と発言し、A9は会社に戻り、洗車して帰宅した。

翌日、B6部長が職場放棄を理由に口頭で解雇を通告した。

このことについて、組合が抗議したところ、会社は1週間の出勤停止処分に変更し、さらに抗議したところ、始末書提出処分に再度変更した。

なお、従業員会所属の運転手間では相互に配車の交代がなされていた。

5 従業員会への入会勧誘

(1) A10への入会勧誘

ア 昭和54年11月19日の23時頃、従業員会会員のB4（以下「B4」という。）とB9（以下「B9」という。）がA10組合員（以下「A10」という。）の自宅を訪問した。

このとき、B4はA10に対して、「今度従業員会ができた。会社は今後従業員を全部入れ替えて、すべてこの従業員会に入って貰うと言っている。あなたは組合員ではあるが、組合員の中にも良い人が何人かいて、あなたもその1人である。あなたも従業員会に入っていたきたい。」という趣旨の勧誘を行った。

A10が「皆が入るのであれば自分も入ってもいいが、自分は組合員だから……」と言ったところ、B4は「それについては、当分の間自宅待機をしてくれ、改めて会社から連絡するから」と言った。

A10はその場で入会した。

イ その後、A10は同月21日から自宅待機を続けたが、この間B4又はB9から電話で健康保険証の返還を求められ、また、会社からの連絡が何もなかったので、このまま自宅待機を続けていていいものか不安を感じ、会社に確認の電話をした。

電話にはB6部長が出たが、同部長がA10とB4との約束を知らないと答えたため、A10はこの問題を組合に相談した。

ウ この後、B4、B9、B3会長の3名がA10の自宅を訪問し、「従業員会への入会勧誘のことはなかったことにしてもらいたい。」旨言ってきた。

エ A10は11月29日から出勤を再開したが、会社からは欠勤理由を問われることなく、また、処分もなかった。

オ B4は11月末頃A10に対して自宅待機期間の休業補償として5万円を支払った。

(2) A8への入会勧誘

昭和54年11月20日早朝、B4、B9の両名はA8組合員の自宅を訪問し、従業員会が今度発足したから入会して貰いたいという趣旨の勧誘を行った。

しかし、A8は「自分は組合員であるし、裏切ることはできない」と言って入会を拒んだ。

(3) B4、B9の職務上の地位等

ア B4は、おだグループのおだ自動車学校の課長であったが、昭和54年11月1日会社に出向してきた。

会社内での地位は明らかではないが、佐賀から出向してきた運転手達からは「課長」と呼ばれていた。

B4は昭和55年8月頃会社からおだグループの相互タクシーに移ったが、相互タクシーでの地位も課長である。

イ 会社でのB4の職務は、主に新採運転手の二種免許取得のための教習であったが、そのほかB4に対して無線主任が営業車の運行状況や運転手の出勤状況を報告することもあった。

ウ B4は佐賀市内の自宅から会社まで約60キロメートルの通勤距離を自家用車で通勤していた。

エ B 9 は会社の元社長の子で、会社には昭和52年5月に入社し、当初は運転手をして
いたが、昭和54年4月から庶務係に配転となった。

職務内容は従業員の退職関係など身分関係も担当していた。

なお、翌55年5月からは業務課長に昇任している。

(4) 上記(1)、(2)のB 4、B 9 両名の行為以前に、C 6 はB 6 部長からA10とA 8 とC 7 の
3名を従業員会に入れるようにしてくれと言われたが、C 6 は、これをしなかった。

(5) 会社の組合員取扱いについての言動

ア 経営権が譲渡された昭和54年4月末頃、会社は、組合員をみんな辞めさせ新しく採
用された者だけでやっていくとの噂があり、また従業員会が結成された同年11月頃も
同様の噂がたっている。

イ 昭和55年4、5月頃、B 6 部長は会社の事務所で当時従業員会副会長であったB10
運転手（以下「B10副会長」という。）に組合は2年位で潰してしまう気持でおったけ
ど、そっちはもうしばらくかかる、A11書記長（以下「A11」という。）を何かで首に
すればあとはガタガタで潰れてしまう旨のことを言った。

6 A 1 の組合活動と解雇処分

(1) A 1 の組合活動状況

ア A 1（以下「A 1」という。）は、昭和2年2月5日生れで、地元のバス会社の運転
手を経て、昭和51年7月7日に唐津タクシーに入社し運転手として勤務していた。

A 1 は、昭和53年8月に組合役員となり、翌54年11月には当時組合長であったA12
（以下「A12」という。）の辞任の後を受けて、副組合長から組合長となり現在に至っ
ている。

イ この間A 1 は、就業規則の改訂問題についての団体交渉や、組合員に対する処分の
撤回交渉を行っていた。さらに、A 1 は再三にわたり陸運局や労働基準監督署に会社
の実情を訴え、会社への指導や監督を求めている。

また、C 8 との接触事故を起こした昭和55年4月13日前後も、従業員会所属運転手
の残業手当の未払い問題について、会社に抗議していた。

(2) A 1 の交通事故等

ア 昭和55年4月13日の交通事故

(7) 昭和55年4月13日午前4時頃、A 1 が配車指令を受け、唐津市材木町の飲屋「ロ
ザンナ」へ向う途中、目的地の手前約50メートルの地点で方向転換のため車を停め
たところ、近くで雨やどりをしていたバーホステスのC 8（以下「C 8」という。）
がA 1 の車に近づき、乗車を求めた。A 1 は予約があるからと断り、そのままバック
して方向転換したが、その際車の前部がC 8 に接触した。

なお、C 8 はこのとき飲酒しており、同僚の女性と二人連れであった。

(4) A 1 はそのまま狭い小路をバックでロザンナの前まで行き、そこで約5分間停車
して予約客を乗せ再び現場を通過して走り去った。なお、この停車中、C 8 又は同僚
の女性から接触事故を起こしたとの訴えはなかった。

(7) C 8 は翌日唐津タクシーを利用した際、その運転手に、A 1 と会社にA 1 の車に
接触されたことを連絡してくれるように依頼した。

なお、C 8 とA 1 は、以前同じ地元のバス会社に勤務していた関係から顔見知り

であった。

- (エ) C 8は事故の3日後の同月16日に、近くの病院で診察を受けた。そのときの診断によれば、左前胸部及び左膝部の打撲で、出血やX線撮影による異常は認められず、治療も湿布程度であった。

C 8は受診後も「何か足の方が痛いけど、仕事には支障はない」と言って、毎日勤務していた。

- (オ) C 8から事故通報の依頼を受けた運転手は、会社には報告したが、A 1には伝えなかった。B 6部長は、A 1の公休明けの同月15日に、A 1に対して、女性と接触事故を起こしたのではないかと問いただし、A 1も思い当たる節があるといったので、被害者を捜し出すよう指示した。

A 1はA11とともにその日の夜、C 8を捜し当てたが、C 8は「怪我がひどくなくかつたし、警察に言うのはいやだから、もういいです。」と言った。

このときA 1は、見舞金として2,000円（後日3,000円を追加）、病院に行くようにと言って3,000円を渡し、B 6部長には電話でこのいきさつを報告した。

- (カ) 4月16日にA 1は会社に対して正式に報告したが、B 6部長が人違いではないかといったので、その日の14時頃C 8を会社に連れてきた。この時C 8は「病院に行かなくてよい。自分で治すから」と言っている。

その後、B 6部長はA 1に対して「警察に届けなかったという始末書を書け」と要求し、A 1は同月17日付けの始末書を提出した。

なお、警察には、同月17日頃B 9が届出をした。

- (キ) 4月19日午前8時頃、会社の二階で、B 1社長は、B 8監査役、B 6部長、B 7部長が同席のところ、A 1に対して事故が多いことを理由に依願退職を勧めたが、A 1は翌日これを拒否した。

- (ク) 一方、B 8監査役はC 8と知り合いであるB 10副会長に対して、会社とC 8が示談すればA 1の解雇には相当有利になるとして、示談の仲介を依頼した。

B 10副会長は、A 1の解雇前日の4月21日午前零時頃、勤務を終えたC 8をドライブイン「みたち」に誘った。そこでB 8監査役は会社とC 8との間に損害賠償金5万円の支払いを内容とする示談を成立させた。

この示談には当時の従業員会会長であったB 5運転手も出席していた。

- (ケ) 会社は、4月22日に催告書と称する内容証明郵便を送付し、A 1を懲戒解雇した。

- (コ) 組合は、A 1の解雇撤回を要求する団体交渉の席上、前記(ク)の示談成立を知った。

A 1はA11とともにすぐにC 8に会い、会社に示談金5万円を返して自分と示談してくれるよう頼んだ。C 8もいったんはA 1に示談の時刻を約束したが、その後会うのを避けた。

この時期に3日間、C 8はB 10副会長の自宅から店に通勤している。

- (カ) 会社はこの交通事故について警察に現場検証をさせようとしたが果せず、却って警察から示談による解決を勧められた。そのため入院すれば現場検証をしてくれるものと考え、同月27日にB 6部長とB 10副会長は市内の喫茶店「天秤座」でC 8に会い、入院を勧めた。

C 8は、同日から再び通院を始め、5月2日から31日まで約1か月間近くの病院

に入院した。

警察の現場検証は5月中旬に行われたが、A1に対する行政処分はなかった。

- (シ) 会社はC8に前記(ク)の示談金5万円とは別に、休業補償、慰謝料その他の一切の補償として、5月22日から7月4日までの間に、73万7,200円を支払った。

なお、このほかC8の治療費は全額会社が負担した。

イ 昭和54年9月4日の苦情電話

- (ア) 昭和54年9月4日の16時頃、会社に当時50歳位の女性（以下「A女」という。）から、A1に公衆の面前でタクシーの未収金を請求され、恥をかかされたという苦情電話があった。この電話は事故係のB9が受け、苦情電話として記録した。

この時、A女はA1から1年前に自分は、心臓が悪かったのに無理に肉体関係をされたのだから、未払金の請求ができる筋合でなく、逆に心臓病の治療代を請求したい程であるなどの苦情を併せ述べている。

- (イ) A女は、昭和45年頃唐津市内のパチンコ屋でA1と知り合い、その後A1の運転する営業車を何回か利用し、料金を値引きして貰ったこともあった。

昭和53年8月下旬（苦情電話の約1年前）、A1はA女を営業車で唐津市から多久市まで乗車させた。当日夜、A1はA女の依頼により自家用車で多久市まで迎えに行き、東松浦郡B町のA女の自宅まで送り届け、そこで肉体関係を結んだ。

- (ウ) A女は一人暮らしで夜タクシーで帰った際など、送ってくれた運転手に自宅で眠け醒ましにとコーヒー等を勧めることが度々あった。

- (エ) A女は、関係後も数回A1運転の唐津タクシーを利用した。その際のタクシー代である3回分計9,440円はA1が回収責任を負う未収金として残った。

- (オ) B1社長となった時期の未収金は約30万円に達していたため、会社は従業員に対して全力を尽して未収金の回収を行うよう指示していた。

このため、A1はA女に対して多数の人が出入りする唐津市内のパチンコ店、スーパー「Aコープ」、大手口バス停留所、競艇場、において未収金の催促をした。

特に、昭和54年9月4日、競艇場において多数の運転手の前で、「この女は金を払わないから車に乗せるな」という旨の発言をした。

A女はこれに立腹し、前記(ア)の苦情電話を会社にかけたものである。

- (カ) 昭和54年9月5日、B9が唐津市内の喫茶店でA女と会い詳細に事情を聴いた。

さらに翌6日、B6部長はB9とともにA女の自宅を訪問し、その場でA1を解雇すること、見舞金として現金2万円を支払うこと及び未収金9,440円を免除することを内容とする和解書を取り交わした。

この間、会社はA1からの事情聴取や事実関係の確認をしていない。

- (キ) 同年9月10日、B8監査役とB6部長が当時のA12組合長とA1を近くの旅館「開楽荘」に呼び出し、A1が営業車を運転中、乗客のA女に対して不道德な行為をしたことを理由に解雇を通告した。

A女に関しては近隣のGタクシーにも同様の例があると、組合が抗議したので、B8監査役がA12とA1を帯同して、調査をしたところGタクシーのS運転手は、自分の会社にも、同様の例が存在することを認めた。

- (ク) なお、A1は上記(キ)の9月10日の解雇の通告後、上部団体等の協力を得て、A女

の自宅を数日にわたって訪れ、自分と示談してくれと頼み、A女に謝罪して5万円の見舞金を支払った。

- (ケ) その後、会社は昭和53年8月のA1とA女との関係が勤務時間中の行為であるとの確認ができなかったため、A1の解雇を変更し、会社の名誉を害し、信用を傷つけた行為を行ったとして、昭和54年9月12日付で1週間の出勤停止処分を行った。

ウ 昭和54年以降の交通事故（前記アを除く）

- (ア) a 昭和54年6月10日、A1は営業車を運転中、唐津市坊主町の交差点で、C9（当時7歳）が急に飛び出してきたため、これと接触し、同人に通院4日間を要する右足擦過打撲傷を負わせた。

事故発生後、A1は会社に連絡し、事故係のC6が現場に駆けつけている。

C6は、唐津警察署交通課の警察官C10に連絡したが、不在であったので、同人の自宅に電話で事故の概要を報告した。

被害者に対しては、C6が立ち会い、A1個人が治療費等一切を負担することで示談した。

この事故の際、A1の始末書提出処分を巡って会社と組合が対立し、団交が開かれたが、団交に出席していたB7部長が「佐賀の方では本人が負担する場合は処分がない、てん末書でいいではないか」と発言したので、A1は始末書の代りにてん末書を提出した。

- b なお、この事故から1年9か月後の昭和56年3月になって、被害者の父親であるC11から、A1と会社宛に慰謝料など3万5,840円の請求があっているが、これについては会社が全額を支払っている。

- (イ) 昭和54年7月6日、A1は営業車を運転して、唐津市朝日町の会社車庫にバックで入庫中、後方注意を怠り、C12（当時14歳）に通院4日間の右足甲打撲を負わせる事故を起こした。

この事故では、被害者も無灯火の自転車に乗って道路の右側を通っていたという過失があった。

事故係のC6ら3名が立ち会い、警察に届け出たが、被害者の父親が被害者の落ち度を認めて事故扱いにしてくれるなど申し出たので、行政処分はされなかった。被害者に対しては、前記(ア)と同様A1個人が治療費その他一切を支払うことで示談している。

この事故について、会社はA1に始末書を提出させている。

- (ウ) a 昭和54年8月7日、A1は営業車を運転して、唐津市北城内の老人福祉センターでバック中、後方不注意によりC13（当時66歳、以下「C13」という。）を転倒させ、後頭部及び頸部打撲（昭和56年1月現在、頸椎捻挫で通院中）を負わせる事故を起こした。

当日、A1はC13を森本病院につれて行き、脳波の検査を受けさせた。

A1は、翌日被害者と一緒にB6部長に報告し、会社は、A1に始末書を提出させている。

また、A1は、同月9日C13に通院の為の交通費や見舞金を支払うこと、警察沙汰にはしないことで示談した。

b A 1 は、通院費用を毎月 1 万 5,000 円（事故時の 8 月は 3 万円）を支払っていたが、昭和 55 年 4 月 22 日の解雇後支払を猶予してもらった。

なお、本件申立後の昭和 56 年 1 月か 2 月頃、突然、会社の B 8 監査役が C 13 の自宅を訪問し、同年 2 月 17 日に B 7 部長が C 13 に 5 万円を支払った。その後昭和 56 年 3 月 4 日に、治療費等 256 万 6,440 円の請求が C 13 から会社に対してなされている。

(エ) 昭和 54 年 9 月 2 日、A 1 は営業車を運転中、唐津市大手口において安全確認を欠いたため、乗客（氏名不明）の手を営業車の自動ドアで負傷させる事故を起こした。

A 1 は、被害者を救急医療センターで治療させた後、会社に被害者を帯同し、B 6 部長の立ち会で A 1 が見舞金 1 万 5,000 円、治療費 4,700 円を支払うことで示談した。

警察に対する報告は、被害者が嫌がったためされていない。

この事故について会社は A 1 に始末書を提出させている。

エ 昭和 53 年以前の交通事故等

(ア) 昭和 51 年 8 月 16 日、A 1 は、営業車を運転中、23 時頃唐津市中町の交差点で、一時不停止等により衝突事故を起こし、相手方車両に乗っていたホステス 2 名を負傷させる事故を起こした。

この事故は事故係が立ち会って、見舞金を支払い、物損については各自修理することで示談が成立している。

A 1 は、この事故により 150 日の免許停止という行政処分を受けた。

停止期間は、その後 90 日に変更されている。

(イ) 昭和 51 年 8 月 28 日、A 1 は、営業車を運転中、唐津市木綿町の交差点で C 14 の運転する車と衝突し、物損事故を起こした。

会社と C 14 が示談し、会社は修理費の一部として当日 1 万円を、後日父親が再請求した際に、さらに 1 万 5,000 円を支払った。

(ウ) 昭和 51 年 10 月 15 日、A 1 は、営業車を運転中に、東松浦郡鎮西町加倉の交差点の手前において前方不注意により停車中の C 15 の車両の右側に接触する事故を起こした。

会社は、C 15 に対し、修理代 7 万 1,400 円及び代車料 4 万円を支払い、営業車の修理代 5 万 2,350 円も負担した。

なお、会社は A 1 に対して厳重注意をし、無事故手当 1 か月分の支給を停止した。

(エ) 昭和 52 年 12 月 13 日、A 1 は営業車を運転中、唐津市大手口のバスターミナルにおいて、バスが前進してきたため、バックをしたところ、後方不注意のため後方にいた他社のタクシーのドアに接触する事故を起こした。この事故については双方のドアを交換することで示談が成立した。

会社は、この事故を事故審議会に諮り、A 1 の一方的過失であるとして厳重注意を行った。

(オ) 昭和 53 年 2 月から 9 月にかけて、A 1 は 3 件のスピード違反を起こした。このうち昭和 53 年 2 月と同年 5 月の違反は営業車運転中のものであり、同年 9 月の違反は自家用車運転中のものである。いずれも行政処分（反則金徴収）を受けている。

(3) その他

ア 本事件とは別に、A 1は佐賀地方裁判所唐津支部に、地位確認請求等請求事件（昭和55年ワ第73号事件）を提起している。

イ 会社は、昭和56年2月7日付けでA 1宛に「貴殿に対しては、昭和55年4月22日付内容証明郵便を以って懲戒解雇の意思表示をしましたが、仮に右懲戒解雇の効力が認められないならば、予備的に次のとおり予告解雇します。前記内容証明郵便記載の事実は、就業規則第7条第4号に該当しますので予告解雇します。」という通告書を内容証明郵便で送付している。

ウ さらに、会社は、昭和57年3月8日付けでA 1宛に「貴殿は、昭和57年2月5日を以って55歳になられ、当社の就業規則第6条第2号の停年に達したときに該当することになりました。よって、当社が昭和55年4月22日付内容証明郵便を以って通告した解雇が仮に無効だとしても、右停年に達した事由により当社の従業員としての身分を失うこととなりましたので、この旨通知いたします。」という通知書を内容証明郵便で送付している。

第2 判断

1 組合員の退職と譴責処分について

(1) 当事者の主張

ア 組合は、会社が組合員に対して、些細なことでも、すぐ解雇や始末書提出処分を連発して嫌がらせを続け、そのため解雇されたり、嫌気がさして退職するなど、組合員が減少したと主張する。

イ 会社は、組合員の退職者はいずれも自主的に退職願を提出して退職したものであり、会社の処分と全く関係がない。

会社の処分は、いずれもそれ相当の事実を確認のうえ、就業規則に基づいてなされた処分である。

むしろ、組合幹部の独断専行による対会社交渉により、組合員の給与が他の非組合員より少なくなり、その結果組合員が減じたのが実情であると主張する。

(2) 判断

ア A 2が当直明けの再勤務命令に苦情をいったことで、B 6部長から業務命令を聞かないと解雇すると言われ、その後出勤せず解雇されたことは前記第1の4(1)アで認定したとおりであるが、この時期は前記第1の2(2)ア及びイで認定しているように、会社が労働条件の改訂を提案した直後で、かつ妥結に至っていない段階にあったのであり、このようなときに新勤務体制に就くよう業務命令を発し、これに対する苦情について、解雇を口にしたことは不当であるといわざるを得ない。

イ A 3が「空車」と連絡した直後、客が乗車したが、その連絡が遅れ会社からの配車指令後「実車」と連絡したため、「配車命令に従わぬ」と処分問題に言及されて自己退職したことは前記第1の4(1)イで認定したとおりであるが、タクシー業においては、客を降した直後次の客が乗り込むことはよくあることであって、若干の連絡の遅れがあったとしても、これを捉えて処分に言及する程のものでないことは明らかである。

ウ A 4が営業車のドアの損傷事故を起こした場所について、虚偽の報告をし、「始末書を書くくらいならやめる」と言ったため、解雇となったことは前記第1の4(1)ウで認

定したとおりであり、虚偽報告をしたのであるから、会社が始末書の提出を求めること自体はやむを得ないことと認められる。

しかし、当時、前記第1の3で認定したとおり会社は処分制度を厳しくすることに変更しており、当然組合員に対してもこれを周知すべきであったにも拘らず、説明を尽したとの疎明がなく、逆に組合から上記の件で、そんなことで始末書を書いた前例がないと反発を受けていることから、変更の際しての手続きが十分でなかったものと推認される。

エ A5の予告解雇の理由は、前記第1の4(1)エで認定したとおりであり、この件に関しては、出勤日数の不足が明らかであるので、会社の予告解雇が不当であったとは認められない。

オ A6が当直勤務の際、担当車内で寝すごしたため始末書を提出したことは、前記第1の4(1)オで認定したとおりであるが、寝すごしにより業務に支障が生じたとの疎明がなく、また仮眠室が十分整備されていなかったことを考え併せると、始末書提出による譴責処分は酷に過ぎたものと認めざるを得ない。

カ A7が高額の回送料金を受領したとして始末書を提出させられたが、これは料金の指示権限が無線係にあるにも拘らず適切な指示をしなかったために生じたものであることは前記第1の4(1)カで認定したとおりであり、責任のないA7を処分し、責任を問われるべき無線係に何らの処分も行われていないことは不当であるといわざるを得ない。

なお、組合は、会社が同人に対して当初解雇を通告したと主張するが、これについては疎明がなく、採用することができない。

キ A1の懲戒解雇については、後記3で判断する。

ク A8が非番の時、無線業務の妨害をし、1週間の出勤停止処分に処せられたことは、前記第1の4(2)アで認定のとおりであり、勤務時間外とはいえ、非難されてもやむを得ないことと認められる。

しかし、その際の依願退職をめぐる応酬、またのちに1週間の出勤停止処分に変更されたことは、会社の就業規則に基づく懲戒処分権の行使につき客観的妥当性を欠くものがあつたと認められる。

ケ A9が配車指令違反、職場放棄をしたとして始末書を提出させられ譴責処分になった経緯については、前記第1の4(2)イで認定したとおりであるが、回送中のタクシーが交通混雑に遭って到着が遅れることが予想される場合、他のタクシーの配車を依頼することは日常あり得ることであり、現に従業員会員相互間でも行われていることが認められ、これを配車指令違反ということは当を得ていない。

また、車を入庫させ洗車して帰宅したことについては前記第1の4(2)イで認定したように、B6部長の「仕事をしたくなければやめて帰れ」との不適切な発言に起因しており、A9には積極的に職場放棄する意思はなかったものと認めることが相当である。

この行為に対して、いきなり解雇を通告し、組合の抗議でその後1週間の出勤停止処分に変え、さらに始末書提出による譴責処分へと二転三転していることは、会社の処分が著しく恣意的に行われ、処分内容が適切さを欠いていることをうかがわせるも

のである。

会社は、ほかに解雇相当であった理由として、組合大会のためタクシーの運行停止中にA9がタクシーを運転したため、これが顧客に発見され苦情電話が入り、このため上記顧客の未収金が回収できないでいると主張するが、A9の行為と顧客の未収金との関係が疎明されておらず、採用することはできない。

コ 以上のとおり、組合員に対する処分はその内容、手続とも不当なものが多く、会社の主張は認められない。

特に、B6部長が行為の軽重に関係なく、退職せよと発言したりしたことは前記第1の5(5)の噂等に照らせば、組合員に不安と動揺を与えたものと認めざるを得ず、このことは労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると判断する。

2 組合員に対する脱退懲遯について

(1) 当事者の主張

ア 組合は、昭和54年11月頃、会社が系列会社から8名の運転手を入れ、従来非組合員であった者を含めて従業員会を結成させ、新しい就業規則の届出を行った。

さらに同会結成直後には、B4とB9の両名がA10組合員の自宅を訪問し、生活の保障はするから一度退職して、約10日間自宅待機をしてくれと行って組合脱退を強要した。

なお、両名はA8組合員にも同様に脱退を迫ったと主張する。

イ 会社は、従業員会があくまで従業員の自主的活動に基づくもので、会社は何等これに関与していない。

従業員会の会員勧誘についても、団体相互間の問題であって、会社の関知するところではなかった。

従業員会のB4がA10に5万円を支払ったのは次の理由による。

B4とB9がA10に従業員会入会を勧誘し、A10は同会に入会した際、そのことを組合に知られないようにB4に頼んでいた。

ところがB4の手違いでA10の入会が公になり、組合がこれを知り、A10は組合から責められて、組合に復帰せざるを得なくなった。

このためA10はしばらく会社に出勤できないようになり、この間の補償としてB4がA10に5万円を支払ったものであると主張する。

(2) 判断

ア 従業員会の結成については、昭和54年11月頃、系列会社から8名の運転手が出向してきたことは前記第1の2(3)ウで認定したとおりで、B3会長が出向者の1人であること及び従業員会発足後の宴会経費を出向者が負担したことは前記第1の2(4)ウで認定したとおりであり、従業員会の結成は出向してきた者が中心となってなされたことが認められるが、同人達は出向してわずか20日も経ない内であり、社内事情にも疎い筈で、組合と対立する従業員会を短時日のうちに結成したことは、本当に自主的になされたものかどうか疑念をもたざるを得ない。

出向が会社の人事権に基づくものであること、前記第1の2(4)イで認定したとおりB6部長がC6に対し入会勧誘をしたこと、さらには前記第1の2(2)ア乃至ウで認定したとおり会社の企図した就業規則の改正がことごとく組合の反対で実現できず、昭

和54年10月末頃には、これから採用する運転手だけでも会社の意図する新就業規則に基づく勤務体制の実現を図ろうと試みたがこれも果たせず、この対策に迫られていたと推認されること等を総合判断すると、従業員会の結成には会社が関与したと認めざるを得ない。

イ B 4、B 9の両名がA10、A 8両組合員の自宅を訪問し、従業員会への入会勧誘をなし、組合からの脱退懇願をしたこと、及びB 4がA10に5万円を休業補償として支払ったことは、前記第1の5(1)、(2)で認定したとおりである。

B 4の行為は、前記第1の5(4)で認定したとおり、B 6部長がC 6に上記2名を含む3名に脱退懇願の働きかけを依頼していたにもかかわらず、C 6がそれをしなかったがため、B 4が代って行ったものと推認される。

会社におけるB 4の地位については、前記第1の5(3)ア、イで認定したとおり実質的に課長の地位にあったものと判断するのが相当である。

会社に在職中のみB 4が一運転手であったとの会社の主張は、むしろ作意を感じさせるものがある。

ウ 以上のことを総合すると、B 4がA10及びA 8に対して従業員会への入会を勧誘し組合からの脱退を懇願したことは、会社の意を受け若しくは意を体して行ったものであると推認せざるを得ず、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると判断する。

3 A 1組合長の懲戒解雇について

(1) 当事者の主張

ア 組合は、A 1が組合長として活発な組合活動を行い、特に、A 1が労働条件の改善のため陸運局や労働基準監督署に会社の実情を訴えるなどして会社に対する是正勧告や行政指導をさせていたため、会社は平素からA 1を嫌悪していた。

そこで、会社は昭和55年4月13日のC 8との軽微な交通事故を契機に、A 1を企業外に排除しようと考え、同月19日にA 1に退職を勧めたがA 1がこれを拒否したため、同月21日に会社は被害者に5万円の示談金を支払って被害者自身があまり問題にいなかった当該事故を事故に仕立て、翌22日にA 1の入社以来の解決済みの事故等まで羅列してA 1を懲戒解雇した。

さらに、会社はA 1の懲戒解雇後もC 8との事故を大きく見せるため入院工作を行い、また以前の事故についてまで損害賠償の再請求をさせるなどの画策を行い、懲戒解雇を正当化しようとした。

A 1の解雇は、B 1社長の一連の組合破壊の不当な行為からみて、昭和55年4月13日の事故に藉口し、組合の弱体化を企図した不当労働行為であると主張する。

イ 会社は、これに対してA 1を解雇したのは、A 1が入社以来昭和55年4月13日の交通事故以前にも数多くの交通事故や交通違反を行い、その際会社に対してしばしば報告を怠り、或いは虚偽の報告をし、警察への届出も殆んどなさず、しかも損害賠償に際しては勝手に自己負担による示談を行うなどの行為を繰り返し行った。

そのほかA 1は勤務時間中に乗客の女性と同女の自宅で無理に肉体関係を結び、その後同女のタクシー料金を勝手に未収にし、同女に人前で侮辱的な発言をして未収金を請求する等の信用失墜行為を行った。

さらにA 1は昭和55年4月13日に車の左前部をC 8に接触させ、入院30日、通院14日を要する傷害を負わせる事故を起こし、会社が被害者に73万7,200円の示談金を支払ったが、A 1はこの接触事故に気付いていたのであるから、下車して被害者の安否を確認するのが当然の措置であったにも拘らず、そのまま走り去り、会社・警察に対する事故報告を怠ったためであり、不当労働行為を意図したものではないと主張する。

(2) 判断

ア 昭和55年4月13日の交通事故について

(ア) この事故の概要については、前記第1の6(2)アで認定したとおりである。

まず、この事故については、A 1が事故に気付いていたにも拘らず、被害者の安否の確認や会社への報告、警察への届出義務を怠ったか否かが一つの争点であるので、この点について判断する。

A 1がこの事故の際、車の旗竿が揺れたのに気が付いていたことは「旗竿の何かふれるような気がした」とのA 1の証言から明らかである。

しかし、A 1がこのことから接触事故を認識していたか否かについては、前記第1の6(2)ア(イ)で認定したとおり、事故後のA 1の行動、即ち、現場からそのまま至近の目的地まで狭い小路をバックし、数分間予約客を待ち、再び事故現場を通過して走り去っている行動には不審な点は認められず、また、この間被害者若しくは一緒にいた同僚の女性からの事故の訴もあっていないのであるから、A 1が事故を認識していたとは認め難い。

上記のとおり、A 1が事故発生時、事故に気付いていたとは認め得ないのであるから、事故時に被害者の安否の確認や会社への報告、警察への届出義務を怠ったとの非難は当たらない。ただし、事故であったことが明らかとなった後もA 1が警察への届出をしなかったことは、被害者が警察に言うのを嫌がったとの事情があるとはいえ、適切さを欠いたものといわざるを得ない。しかし、この警察への届出をしなかったことについては、前記第1の6(2)ア(カ)で認定したとおり譴責処分としての始末書を提出しており、処分は済んでいると判断される。

(イ) 次に、A 1がこの事故について被害者と個人的な示談により解決をはかろうとしたことについては、前記第1の6(2)ア(キ)で認定のとおりであるが、後記(2)ウ(ア)で判断しているように、会社では運転手個人が自己の費用で示談すれば処分にまではいたらないとの扱いをしたこともあるのであるから、A 1の行為を責めるのは失当である。

(ウ) この事故による被害者の傷害は、前記第1の6(2)ア(ク)で認定したように、左前胸部及び左膝部の打撲症（出血もなく、X線撮影による異常もない）であり、治療としては湿布を以って足る程度のものであった。被害者は事故より3日後の昭和55年4月16日にはじめて受診しており、その後も平常どおりホステスの勤務をつづけている。A 1の解雇後、入院したり相当額の賠償を受けたりしているが、これは後記(2)エ(ア)で判断しているように会社の画策によるもので、事故の軽重の判断には関係がない。

(エ) 以上の諸点から考えるとき、この事故が懲戒解雇の理由になるとは到底考えられない。

イ 昭和54年9月4日の苦情電話に起因するA1の処分について

(7) A女がA1からタクシーの未収金を支払わないといって公衆の面前で侮辱されたこと及びそれに立腹したA女が会社に苦情の電話をかけたことは、前記第1の6(2)イ(7)で認定したとおりで争いはない。

(イ) A1がA女と肉体関係があったことについては前記第1の6(2)イ(イ)で認定したとおりで争いはない。しかし、この肉体関係がA1の勤務時間中のものであったことについては肯認できる疎明がなく認められない。

(ウ) A女は夜遅く帰る際利用したタクシーの運転手を家に入れて眠け醒ましにとコーヒ一等を勧めることが度々あったことは前記第1の6(2)イ(ウ)で認定したとおりで、女性の一人暮らしであることからみて、日頃から極めて不用心な行為があったことが認められる。また、A女には近隣のGタクシーの運転手ともA1についてと類似の風聞があったことは前記第1の6(2)イ(キ)で認定したとおりである。

なお、前記第1の6(2)イ(エ)で認定したとおりA女は関係後もA1のタクシーを利用しており、未収金の支払いを催促される前まではA1に対し特に悪感情をいだいていたとは認められない。

(エ) 未収金についても前記第1の6(2)イ(カ)で認定したとおり、当時、会社には全体で約30万円にも達する未収金があり、A1のみが回収を放置していたと非難することはできない。

(オ) 以上のことを総合すると、A1とA女との肉体関係は勤務時間内のことであったとは認められず、また2人は以前から顔見知りの間柄でA女の会社への苦情電話も肉体関係そのことを特に問題としたものではなく、未収金請求の際の不適切な言動を問題にしたものであり、これについてはA1も非を認め謝罪し反省もしており、会社も調査のうえ昭和54年9月12日付けで1週間の出勤停止処分をしており以後この件で新たな事実が判明したとの疎明はなされていない。

これを捉えて1年経過後に新たに解雇処分の理由の一つとすることは妥当であるとは認め難い。

却って、前記第1の6(2)イ(カ)で認定したとおり、会社がA1から事情聴取をすることをせず、A女との間でA1を解雇すること等を内容とする示談を交わしたことは不自然であるとの疑念を懐かざるを得ない。

ウ その他の交通事故等について

(7) 昭和54年4月以降の交通事故について

a 昭和54年6月10日の交通事故については、A1の注意義務違反もあるが、子供の急な飛び出しもあるので、同人に対する一方的非難は当を得ていない。

警察に対する事故報告は、前記第1の6(2)ウ(7)aで認定したとおり、一見個人的な形で報告されているが、日頃報告している警察官が警察署に不在であったがためであり、報告を怠ったとの会社の主張は肯認できない。

この交通事故以降、A1が起こした交通事故のすべてについて、A1個人負担による示談の申し出や示談の成立が認められるが、これは前記第1の6(2)ウ(7)aで認定したとおり会社において損害賠償を本人が負担した場合には処分をせず、個人負担を容認していたことも認められるから、これを非難することは適当でな

い。

- b 昭和54年7月6日の交通事故については、A1の後方不注意によるものであるが、前記第1の6(2)ウ(イ)で認定したとおり、被害者も過失があり、A1に対する一方的非難は相当でない。

また、その時点で始末書提出による譴責処分に服している。

- c 昭和54年8月7日の交通事故については、A1の後方不注意であり、非難は免れない。

事故報告は、会社に対して1日遅れであり、警察に対してはなされていないことは前記第1の6(2)ウ(ウ)で認定したとおりであるが、翌日A1が被害者を帯同してB6部長に報告していることから、A1には故意に警察への事故報告を怠る意思があったとは推認できない。

また、被害者、A1ともに治療が長期化するとは予測していなかったと推認される。

処分としては、事故時に始末書提出による譴責処分がなされている。

- d 昭和54年9月2日の交通事故については、A1が安全確認を欠いたがため、乗客の手を挟んだ事故であり、その時点で始末書提出による譴責処分がなされている。

なお、警察への事故報告はなされていないが、前記第1の6(2)ウ(エ)で認定したとおり事故直後B6部長立ち会いで示談し、かつ被害者も事故報告を好まなかったことが認められる。

- (イ) 昭和54年3月以前の交通事故について

- a 唯一の人身事故である昭和51年8月16日の交通事故については、前記第1の6(2)エ(ア)で認定したとおり、物損をお互いに修理していることから、相手方にも過失があったことが推認される。

なお、行政処分として免許停止150日（のち90日に短縮）を受けている。

- b 昭和51年8月28日の交通事故については前記第1の6(2)エ(イ)で認定のとおり、物損事故であるが、修理費の一部のみを会社が負担していることから相手方にも過失があったものと推認される。

昭和51年10月15日及び昭和52年12月13日の交通事故については物損事故であり、前記第1の6(2)エ(ウ)、(エ)で認定したとおり、それぞれその時点で嚴重注意と無事故手当の1か月停止及び嚴重注意を受けていることが認められる。

- c 昭和53年2月から9月までに3回のスピード違反を起こし、A1が交通反則金を科せられたことは前記第1の6(2)エ(ウ)で認定したとおりであるが、スピード違反を理由に就業規則上の処分に付した例がないことが認められる。

- (ウ) 以上のとおり、その他の交通事故等については、それぞれ相当な処分がなされており、その後新たな事実があったとの疎明もない。

これらの事故の程度からみても解雇の事由の一つに相当すると認めることができないことは明らかである。

- エ 解雇理由を強化しようとする会社の画策について

- (ア) 昭和55年4月13日の事故について、前記第1の6(2)ア(ウ)乃至(シ)で認定したように、

A 1 が解雇される前日である同月21日午前零時頃、A 1 の知らぬ間に、B 8 監査役が、従業員会の会長及び副会長を立会わせ、A 1 と被害者間には一応示談が成立していたにもかかわらず、さらに被害者と会社との間に示談を成立させ、後でこのことを知ったA 1 が、被害者を説得して、前記会社との示談と同一内容の示談を改めてA 1 との間で成立させようとしたところ、会社はこれを妨害した事実があり、さらに会社は、本件審査申立の前後にかけて、被害者を説得して入院をさせ、かつ賠償として金73万7,200円を追加支払っているが、これらのことを併せ考えれば、会社は、A 1 の懲戒解雇を理由あらしめるため種々の工作をしたものと断ぜざるを得ない。

- (イ) 昭和54年6月10日の事故について、前記第1の6(2)ウ(ア) bで認定したように、本件審査の係属中である昭和56年3月（事故後約1年9か月を経過している）、被害者より賠償の再請求がなされ、会社は請求額をそのまま支払っている。

また、同年8月7日の事故についても、前記第1の6(2)ウ(イ) bで認定したように、前同様の時期（事故後約1年7か月を経過している）に、被害者より賠償の再請求がなされ、会社は請求書を受け取るより前に内金を支払っている。

これらは如何にも不自然であり、会社が事故の損害を誇張して解雇理由を補強しようとしたとの疑念を懐かざるを得ない。

オ 以上のア乃至エを総合すると、

- (ア) A 1 を懲戒解雇する理由として会社が列举する個々の事実が何れも理由となし得ないものであることは上述したとおりである。

たしかに会社の就業規則には「譴責、減給、出勤停止に該当する行為を数回繰り返し、訓戒忠告するもさらに改悛の見込みのない者を懲戒解雇に処する」とあり、A 1 の場合、交通事故や交通違反が相当数あることは事実であるが、当該事故や違反の内容を考え、また事故や違反が多くて運転手に不適と判断された場合には、他の部署につける等の方法もあったことを併せ考えると、右事故等の繰り返しを理由に、直ちに懲戒解雇にふみ切ることがこれ亦相当とは考えられない。

さらに、事故の報告又は届出に怠慢や不手際があったという点については、既に個々の場合について判断してきたとおりで、到底懲戒解雇の理由となし得るものではない。

以上のとおりであって、本件A 1 の懲戒解雇には正当な理由がないものと断ぜざるを得ない。

- (イ) 一方、A 1 が昭和54年11月以来、組合長として、積極的に組合活動をなしてきたことは既に認定したとおりであり、また会社が、前記判断のように組合からの脱退を懲慥したり、解雇理由につき画策を行ったりしたこと、それにB 6 部長の言動を併せ考えれば、会社は平素から組合を嫌悪し、これを潰滅することを企図していたものと考えざるを得ない。

- (ロ) 以上の諸点からみれば、A 1 の懲戒解雇は同人の組合活動を嫌悪し、組合の弱体化をはかるため、その交通事故等を口実として、同人を企業外に排除しようとしたものと断ぜざるを得ず、これは労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

第3 救済の方法及び法律上の根拠

- 1 申立人はA 1について、懲戒解雇の撤回、原職復帰及びバックペイを求めているが、被申立人会社において満55歳停年制が実施されていることは当事者間に争いが無いものと認められ（前記第1の2(2)イ及び同6(3)ウの認定事実による。）、A 1は昭和57年2月5日をもって満55歳に達しているから、もはや原職復帰を命ずる必要はなく、またバックペイも停年の前日である同年同月4日までに限るのが相当であり、また支配介入を行わないことの命令及び陳謝文の掲示を求める部分については、支配介入の禁止と誓約書の交付とを以て足るものとする。
- 2 よって当委員会は労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

昭和58年4月14日

佐賀県地方労働委員会

会長 堤 敏 介